

日本航空医療学会認定制度施行細則

第1章 運営

第1条 日本航空医療学会認定制度規則（以下、「規則」という）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、日本航空医療学会認定制度施行細則（以下、「細則」という）の規定に従うものとする。

第2章 制度委員会

第2条 制度委員会は規則及び細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第3条 制度委員会は、認定指導者並びに指定施設の認定及びその更新に関する業務を担当する。

第3章 認定指導者の認定

第4条 認定指導者の認定を受けようとする者は、規則第7条に定める申請書類を制度委員会に提出する場合において、次のことに留意しなければならない。

1. 症例実績表については、勤務した施設ごとに救急部門長の証明を得ること。
2. 症例実績表（医師・看護師・救急救命士・救急隊員）には、診療録 ID のついている症例を申請日から遡って **3年前の1月から申請日までの** 3年間で 60 例以上（1 年あたり 20 症例以上を 3 年間）**を記載し**、90 例まで記載することができる。但し、このうち 10 例の重症と思われる症例**については書式第 4 号 3 見本を参考に**報告すること。複数の勤務施設を有する申請者は、勤務施設別に症例実績表を作成すること。
（ID の誤記入に注意し、時系列で記入すること。重複する症例には、理由書を添付すること。）
3. 出動実績表（操縦士・整備士・運航管理者）は ID のついている症例を申請日から遡って 3 年間で 60 例以上（1 年あたり 20 症例以上を 3 年間）とし、90 例まで記載することが出来る。但し、症例報告の提出は求めない。
4. 症例報告書及び出動実績表は、申請書類及び原本 1 部と複本（コピー）10 部以外に CD またはフラッシュメモリーでも提出すること。

第5条 認定指導者の認定審査は、書類審査による。

第6条 書類審査は制度委員会が担当する。

第4章 認定指導者の認定更新

第7条 認定指導者の更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に、次に定める認定指導者更新申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

1. 認定指導者更新申請書（書式第 5 号）
2. 申請年度までの日本航空医療学会会費納入の証明（申請後、納入実績を事務局で作成）
3. 学会出席（認定期間中の日本航空医療学会総会 3 回以上の出席）を証明できる所属、氏名入りの学会参加証のコピー。「例外措置」については、細則第 10 章第 23 条を参照。
4. 1 と 3 は原本 1 部と複本（コピー）10 部を提出すること。

第8条 認定指導者の認定更新審査に当たっては、第 5 条及び第 6 条の規定を準用するものとする。

第5章 指定施設の認定

第9条 指定施設の認定を受けようとする施設は、次に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

1. 指定施設の認定申請書（書式第6号）
2. 過去1年間30症例以上の症例数とその内訳の一覧表（書式第7号）
3. 1と2は原本1部と複本（コピー）10部を提出すること。

第10条 指定施設の認定審査は、書類審査による。

第11条 書類審査は制度委員会が担当する。

第6章 指定施設の認定更新

第12条 指定施設の更新を申請する施設は、有効期間満了年の申請期間に、次に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

1. 指定施設更新申請書（書式第8号）
2. 過去5年間の症例数（書式第9号）
3. 1と2は原本1部と複本（コピー）10部を提出すること。

第13条 指定施設の認定更新審査に当たっては、第10条及び第11条の規定を準用するものとする。

第7章 申請内容についての直接審査

第14条 制度委員会は、提出された申請書類の内容について、必要に応じて申請者に対して直接に説明を求めることができる。

第8章 認定指導者及び指定施設の申請と審査手数料

第15条 新規および更新申請はともに毎年1月1日～3月31日までに、申請書類を提出しなければならない。

第16条 申請には次の手数料が必要である。

航空医療学会認定指導者認定の申請手数料	5,000円
航空医療学会認定指導者認定の更新手数料	5,000円
航空医療学会指定施設認定の申請手数料	10,000円
航空医療学会指定施設認定の更新手数料	10,000円

第17条 既納の申請手数料はいかなる理由があっても返却しない。

第18条 申請先および申請手数料、認定料送金先

〒164-0001

東京都中野区中野 2-2-3

株式会社へるす出版事業部内

日本航空医療学会事務局

Tel : 03-3384-8042 Fax : 03-3380-8627

三井住友銀行 中野支店 普通口座 5017549

一般社団法人 日本航空医療学会 (イッパシヤゲンホクジン ニホンコウウイリョウガクカイ)

第19条 全ての審査は、その年の総会までに完了しなければならない。

第9章 認定料

第20条 認定指導者認定証書の交付を受けるものは、認定料として20,000円を納入しなければならない。

第 21 条 指定施設認定証書の交付を受けるものは、認定料として 50,000 円を納入しなければならない。

第 22 条 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第 10 章 例外措置

第 23 条 制度委員会は、規則第 10 条の規定にかかわらず、留学、病気、産休、その他のやむを得ない理由があると認めるものについては、学会活動休止期間として休止願（書式は任意とする）を提出する。上記理由以外での更新猶予については、原則として 1 年間の猶予とし、猶予願（書式第 10 号）を提出する。また、学会参加回数が不足する場合は、更新期間内のドクターヘリ従事者研修（アドバンスコース）の修了証を以て学会参加証明書 1 回分とする。

猶予申請する場合も正規の更新手数料（5,000 円）が必要である。

第 24 条 制度委員会は、満 65 歳以上の申請者については、認定指導者の認定更新に当たって審査を免除する。

第 25 条 制度委員会は、日本航空医療学会会員であって外国において航空医療に専従し、規則の第 6 条と同等以上の臨床経験を有するものは、航空医療学会認定指導者の審査を受けることができる。当該施設で航空医療に従事したことを証明した書類を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。

第 11 章 特別会計

第 26 条 第 16 条に規定する手数料並びに第 20 条及び第 21 条に規定する認定料を処理するため、特別会計を設ける。

第 12 章 付則

第 27 条 この細則の変更は、制度委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第 28 条 この細則は平成 18 年 7 月 8 日より施行する。
この改正は平成 19 年 11 月 30 日より施行する。
この改正は平成 20 年 11 月 15 日より施行する。
この改正は平成 24 年 11 月 8 日より施行する。
この改正は平成 25 年 11 月 14 日より施行する。
この改正は平成 27 年 11 月 5 日より施行する。
この改正は平成 29 年 11 月 9 日より施行する。
この改正は平成 30 年 11 月 2 日より施行する。
この改正は令和元年 11 月 7 日より施行する。
この改定は令和 5 年 11 月 3 日より施行する。
この改定は令和 6 年 11 月 14 日より施行する。
この改定は令和 7 年 11 月 13 日より施行する。